

# 生活

✉ seikatsunews@asahi.com

## あなたの安心

企業で働く人の健康管理をするのが産業医。おおさかメンタルヘルスケア研究所代表理事で企業の産業医を務める藤本修さんは「うつ病になった人の治療と復職を本人、主

治医、職場から情報を得てサポートするのが仕事です」。うつ病の治療自体は、ふつう精神科の主治医のもとで受ける。産業医がするのは、まず病気休職中の社員と会社の担当者の双方との面談だ。病状が良くなると、主治医から復職可能との診断書が出ることになる。だが、発病前の職場環境にすぐ戻ると、再発しかねない。復職には仕事の量や適性、職場の人間関係なども判断材料になる。

### 産業医、総合的にサポート

### 同僚がうつ病になったら③

そこで産業医が主治医の意見を聞き、職場の状況を踏まえて復職の最終的な可否を判断する。業務内容を制限したり勤務時間を短縮したり、復職の条件も決める。必要なら会社に配置転換を助言し、復帰後もフォローアップする。ただ、リーマンショック以降とくに雇用不安が社会問題化し、会社勤めの患者は「休むと解雇されるかも」と不安が強い。「早く会社に戻らな」とクビになる。治ったと診断書を」と治療中に主治医に訴える患者もいるという。みずほフィナンシャルグループ

### 産業医の役割は?

- ① 従業員と会社の橋渡し
- ② 復職可否を判断
- ③ 復職後のフォロー

企業向けの無料相談窓口

- 不調者の対応や社内の体制づくりなど
  - ・メンタルヘルス対策支援センター(全国47カ所)
    - ☎ 044-556-9865
    - <http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html>
  - ・中央労働災害防止協会(全国7カ所)
    - ☎ 03-3452-3473
    - <http://www.jisha.or.jp/>
- 労働者50人未満の事業所を支援
  - ・地域産業保健センター(全国347カ所)
 問い合わせは最寄りの都道府県労働局へ  
<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/chiiki/index.html>

The Asahi Shimbun

ーブ大阪健康開発センター所長の廣部一彦さんはいう。「産業医が会社の制度を十分に知ったうえで、治療に専念する大切さや復職への道筋を伝えることで、社員は安心して療養できる」。また、病気という個人情報がか会社に知られ、不利益になれば、患者の信頼を失い、治療の質にも影響する。

だろ。だが、「会社への情報提供は本人の了解を得るのが基本です」と廣部さん。プライバシーが守られないとなれば、患者の信頼を失い、治療の質にも影響する。産業医を置くことが義務づけられているのは50人以上の労働者がいる事業所だ。1千人以上の大きな事業所や「有害業務」に500人以上が従事する事業所には、嘱託ではなく専属の産業医がいる。産業医を置く義務のない50人未満の中小企業では、厚生労働省が各地の医師会に委託して運営する「地域産業保健センター」を活用したい。無料で相談でき、医師の訪問指導も頼める。